

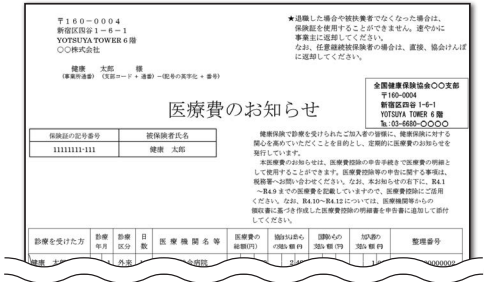


令和5年1月中旬から順次、事業所様あてに送付
「医療費のお知らせ」をお送りします

「医療費のお知らせ」とは？

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

- 対象期間 令和3年10月～令和4年9月受診分
- 発送時期 令和5年1月中旬から順次
- 送付先 事業主様あて（被保険者様のご自宅ではありません）



事業所のご担当者様へ

個別に封緘されておりますので、**開封せず**に従業員様へお渡しください。
また、退職された従業員様の分は、**開封せず**に同封の返信用封筒で協会けんぽへお送りください。

医療費のお知らせが届いていない従業員がいるのはなぜ？

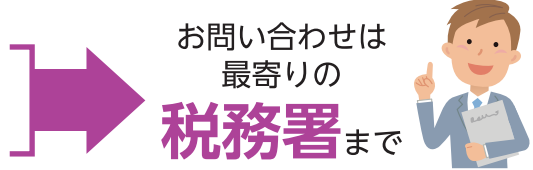
対象期間中に受診されていない場合や、お知らせの対象とはならない受診（レセプトの内容の審査中など）については作成されません。

医療費のお知らせは確定申告（医療費控除）に使用可能です

「医療費のお知らせ」を申告書に添付すると「医療費控除の明細書」の作成が簡略化できます。
ただし、**令和4年10月から12月受診分の医療費は記載されていないため、医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成**する必要があります。

確定申告（医療費控除）に関しては、国税庁ホームページまたは管轄の税務署にご確認ください

- 年に医療費をいくら以上支払えば、申告できるか？
- 医療費控除を受けるためにどのような手続きが必要か？
- どのような費用が医療費控除の対象となるか？ など



旧様式の申請書等は令和4年12月26日までに提出ください
協会けんぽの年末年始の業務について

協会けんぽの年末年始の業務につきましては、下記のとおり休業いたします。なお、**年始は令和5年1月4日(水) 8時30分**より業務を開始いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

年末年始の休業期間 令和4年12月29日(木)から令和5年1月3日(火)

令和5年1月から 協会けんぽの申請書(届出書)の様式を変更します!

旧 様式は、**令和4年12月26日**までに協会けんぽへご提出ください。
(令和5年1月以降は使用せず、未使用の)申請書等は廃棄してください。

新 様式は、**令和5年1月以降**に協会けんぽへご提出ください。
(令和4年中は提出しないでください。)

新様式の申請書・届出書は、協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます
協会けんぽへの各種申請書は郵送による申請が可能です

正しく理解して、適正な受診にご協力ください

整骨院・接骨院の正しいかかり方

▶ 健康保険が『使える』場合と『使えない』場合があります

整骨院・接骨院にかかる際、健康保険が「使える」場合と「使えない」場合があります。
柔道整復師へのかかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いします。



健康保険が『使える』場合 ※一部自己負担

- 外傷が明らかな骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)

※骨折と脱臼は、**医師の同意**が必要です
(応急処置を除く)

健康保険が『使えない』場合 ※全額自己負担

- 単なる肩こり、筋肉疲労、体調不良
- 神経痛、リウマチ、ヘルニア等慢性の病気
- 脳疾患の後遺症等の慢性病
- スポーツ等の肉体疲労からの回復目的
- 過去の交通事故等による後遺症
- 病院等で、同じ負傷を治療されている場合
- 工作中や通勤途上におきた負傷 (労災保険の適用)



肩こり、疲労回復
目的のマッサージ
には使えません

▶ 柔道整復師に施術を受ける場合は以下の点にご注意ください

◆ ケガの原因を正しく伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、原因が労働災害・通勤途上での負傷の場合は、健康保険は使えません。
また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は協会けんぽへご連絡ください。

◆ 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印しましょう

傷病名・日数・金額をよく確認して記入しましょう。白紙の用紙にサインしたり、印鑑を渡してしまうことのないようにご注意ください。

◆ 領収証を必ずもらいましょう

領収証は大切に保管しましょう。金額などに相違があれば、協会けんぽまでご連絡ください。

◆ 治療が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう

◆ 「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です



令和5年2月にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

お知らせをお送りする方

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

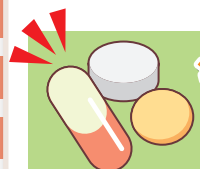


※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。
※すべての加入者様に通知されるものではありません。

お知らせの内容



先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、**自己負担軽減可能額等**をお知らせするものです。
加入者の皆様のお薬代の負担軽減が図られるほか、**健康保険財政の改善にもつながる**ことから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。



ジェネリック医薬品で
薬代が安くなる?
ショート動画公開中

協会けんぽ滋賀支部
YouTubeチャンネル
はこちら



【お知らせについての窓口】

全国健康保険協会 滋賀支部
企画総務グループ

☎077-522-1103 (平日8:30~17:15)

協会けんぽ しが 2022年12月号

〈発行〉  全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階

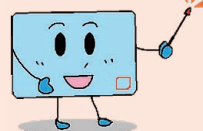
TEL: 077-522-1099 (代表)
FAX: 077-522-1138

※おかけ間違いにご注意ください。

お問い合わせ
はこちら



健康保険給付や
健康づくりの
ご案内動画を
公開中です!



健康保険の給付金等
~こんな時にも健康保険~

保健事業
~健康づくりへのサポート~

協会けんぽ
YouTube
チャンネル

